

## 農産物検査に関する事務処理要領

制 定	平成 28 年 4 月 1 日付け 28 生流第 10314 号
一部改正	平成 30 年 1 月 26 日付け 29 生流第 58183 号
一部改正	令和元年 6 月 24 日付け元生流第 20238 号
一部改正	令和元年 8 月 30 日付け元生流第 34725 号
一部改正	令和 2 年 4 月 30 日付け 2 生流第 9364 号
一部改正	令和 3 年 4 月 14 日付け 3 生流第 9633 号
一部改正	令和 3 年 9 月 17 日付け 3 生流第 39501 号
一部改正	令和 4 年 4 月 25 日付け 4 生流第 156338 号
一部改正	令和 5 年 3 月 6 日付け 4 生流第 374391 号
一部改正	令和 5 年 4 月 28 日付け 5 生流第 32799 号
一部改正	令和 6 年 4 月 26 日付け 6 生流第 24404 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 17 条の規定による登録検査機関の登録、法第 18 条の規定による登録の更新、法第 19 条の規定による変更登録及び法第 20 条第 3 項の規定による農産物検査結果の報告の実施に関し必要な手続きについては、法、農産物検査法施行令（平成 7 年政令第 357 号）、農産物検査法関係手数料令（昭和 59 年政令第 143 号）、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号。以下「規則」という。）、関係告示及び農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 213 号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとする。

### I 地域登録検査機関の登録等

#### 第 1 登録等の申請書の提出等

- 1 登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの（以下「地域登録検査機関」という。）の登録、登録の更新及び変更登録（以下「登録等」という。）を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、規則第 13 条第 1 項各号又は同第 19 条各号に掲げる事項を記載した登録等申請書（以下「登録等申請書」という。）を提出する。
- 2 1 により登録等申請書の提出を受けた知事は、直ちに当該申請書を審査する。
- 3 農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関は、基本要領に規定する変更登録に係る申請書を知事を経由して地方農政局長に提出する。

#### 第 2 登録等の実施

- 1 知事は、確認の結果、申請者による登録等の申請が法第 17 条第 2 項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第 18 号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第 17 条第 4 項各号に掲げる事項及び規則第 17 条に定める農産物検査員の住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

を記帳して登録するとともに、当該農産物検査員に対し規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、規則別記様式第 19 号による農産物検査員証を交付する。

2 知事は、国内産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録に当たり、法第 17 条第 2 項第 1 号から第 4 号に定める要件に適合していることを確認し、登録する。

また、外国産農産物の品位等検査を行う地域登録検査機関の登録に当たり、事務所に円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められる明るさ及び広さを有する分析室を備え、かつ農産物検査員が 2 名以上（うち常駐者 1 名）いることを確認し、登録する。

3 知事は、登録等をしたときは地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは地域登録検査機関の登録拒否通知書を、遅滞なく、申請者に送付する。

4 次に掲げる公示は、知事が庁舎内の掲示板等に掲示して行うとともに、地方農政局長と公示内容を共有する。

(1) 法第 17 条第 6 項（法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による登録等の公示

(2) 法第 17 条第 9 項の規定による登録事項の変更の届出及び業務の休止又は廃止の届出の公示

(3) 法第 18 条第 4 項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示

### 第 3 登録事項の変更の届出等

1 法第 17 条第 7 項の規定による登録事項の変更の届出（法第 17 条第 4 項第 6 号に掲げる事項に係る変更の届出を除く。）は、登録事項変更届出書により、知事に届け出る。

2 法第 17 条第 8 項の規定による業務の休止及び廃止の届出は、地域登録検査機関業務休止（廃止）届出書により、知事に届け出る。

3 知事は、1 又は 2 の届出を受理したときは、登録台帳の記載事項の変更を行う。

### 第 4 業務規程の届出等

#### 1 業務規程の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を別紙 1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアルの内容を踏まえ作成し、知事に届け出る。

なお、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

#### 2 業務規程の審査

業務規程の届出を受けた知事は、審査を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当であると認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命じる。

なお、審査に当たり、必要に応じて現地での確認を行うことができるものとする。

## II 農林水産大臣に対する申出・検査結果報告

### 第 1 農林水産大臣に対する申出の取扱い

## 1 申出書の提出

法第 33 条第 1 項の農林水産大臣に対する申出（以下「申出」という。）を行おうとする者は、申出書(正副 2 通)を知事に提出して、申出を行う。

## 2 調査体制の整備

知事は、申出に迅速かつ的確に対応する観点から、あらかじめ申出受付窓口を開設する。

なお、申出に係る調査を行うために必要な農産物の積替え、運搬及び開装に要する費用は、申出を行った者の負担とする。

## 第 2 農産物検査の検査結果報告等

法第 3 条から第 10 条までの規定に基づき地域登録検査機関が実施した農産物検査の検査結果の取りまとめ及び報告並びに法第 29 条の規定に基づく検査結果その他農産物検査に関する情報の提供については、次に定めるところによる。

### 1 検査結果の取りまとめ事項

知事は、地域登録検査機関が農産物検査法に係る農林水産大臣への報告様式及び農林水産大臣の定める期日（平成 13 年農林水産省告示）の規定に基づき報告する検査結果に係る事項について検査結果を取りまとめる。

### 2 検査結果の報告方法及び期日

知事は、基本要領に定める期日までに管内の検査結果について取りまとめを行い、電子メールにより地方農政局長に報告を行う。

ただし、報告期日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に定める行政機関の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない事情により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告を行う。

### 3 情報の提供

#### (1) 検査結果の公表

知事は、取りまとめた検査結果のうち、次に掲げるものについて公表の必要があると認める場合は、公表を行うことができる。

ア 国内産米穀の検査結果

イ 国内産麦類の検査結果

ウ 国内産大豆の検査結果

エ 輸入農産物の検査結果

オ その他知事が公表の必要があると認める検査結果

#### (2) 公表方法

(1) の公表に当たっては、農林水産省政策統括官が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行う。

### 4 情報請求者への情報の提供

#### (1) 情報の提供時期

知事は、情報提供を請求する者（以下「情報請求者」という。）に対し、農林水

産省政策統括官が公表した後に情報の提供を行う。

(2) 情報の提供内容

情報の提供内容は、3の(1)の公表内容及びその他取りまとめた情報について、知事が、法第29条の趣旨に基づき提供を認めたものとする。

なお、情報請求者に対して提供する情報の取扱いについては、原則として情報請求者限りとするよう、提供の際に指示する。

(3) 情報の提供方法

知事は、情報請求者との話し合いにより提供方法を決定する。

なお、情報の提供に当たっては、知事は整理簿を作成し、情報請求者から依頼の趣旨、活用の具体的内容を聴取するとともに、受渡方法と併せて記載しておくものとする。

### III 国との連携

知事は、I及びIIの事務に当たって、国と密接な連携の下に行うものとする。

### IV その他

I及びIIに係る手続の細部の事項は、別紙1から別紙4までに定めるところによる。

別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

別紙2 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

別紙3 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

別紙4 農産物検査の検査結果報告等マニュアル

### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月24日から施行する。

この要領は、令和元年8月30日から施行する。

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

この要領は、令和3年4月14日から施行する。

この要領は、令和3年9月17日から施行する。

この要領は、令和4年4月25日から施行する。

この要領は、令和5年3月6日から施行する。

この要領は、令和5年4月28日から施行する。

この要領は、令和6年4月26日から施行する。

(参 考)

【農産物検査法】(昭和 26 年法律第 144 号)

(登録検査機関の登録)

第 17 条 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合していると認められるとき(同項第 1 号の検査の区分に係る登録の申請にあつては、都道府県の区域ごとに第 1 号及び第 2 号に掲げる要件に適合している場合に限る。)は、農林水産省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一 農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として農林水産省令で定めるものが農産物検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。

二 農林水産省令で定める機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行うものであること。

三 農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。

四 農産物検査の業務の公正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること。

3 (略)

4 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

四 登録の区分

五 登録検査機関が農産物検査を行う区域

六 第 28 条の規定により業務の委託をし、又は委託を受ける場合にあつては、当該委託に係る契約の相手方である登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

七 農産物検査を行う農産物検査員(第 2 項第 1 号に規定する者をいう。第 20 条において同じ。)の氏名その他農林水産省令で定める事項

6 農林水産大臣は、第 2 項の登録をしたときは、遅滞なく、第 4 項に掲げる事項を公示しなければならない。

7 登録検査機関は、第 4 項第 2 号、第 6 号又は第 7 号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

8 登録検査機関は、農産物検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

9 農林水産大臣は、前 2 項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(登録の更新)

第 18 条 (略)

3 前条第 1 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の更新について準用する。

4 農林水産大臣は、第 1 項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(変更登録)

第 19 条 登録検査機関は、第 17 条第 4 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。

2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林

水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。

3 第 17 条第 2 項から第 6 項までの規定は、第 1 項の変更登録について準用する。

(情報の提供)

第 29 条 国は、農産物の公正かつ円滑な取引及びその品質の改善に資するため、農産物検査の結果その他農産物検査に関する情報の提供に努めなければならない。

(農林水産大臣に対する申出)

第 33 条 何人も、第十三条第一項の規定による表示が付され、又は同項の検査証明書が交付された農産物が当該表示又は検査証明書の記載に係る農産物検査規格に該当しないと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第二十三条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第 37 条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

#### 【農産物検査法施行令】(平成 7 年政令第 357 号)

(都道府県が処理する事務)

第 5 条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第一号及び第十三号から第十六号までに掲げる事務(法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。)については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十六条の規定による表示の除去若しくは抹消又は検査証明書の返還の要求(いずれも登録検査機関であつてその農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの(以下「地域登録検査機関」という。))が行う農産物検査に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

二 法第十七条第一項の規定による申請の受理並びに同条第二項の規定による登録及び当該登録に係る同条第六項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

三 法第十七条第七項又は第八項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第九項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

四 法第十八条第三項において準用する法第十七条第一項の規定による申請の受理並びに同条第二項の規定による更新及び当該更新に係る同条第六項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

五 法第十八条第四項の規定による公示(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

六 法第十九条第二項の規定による申請の受理並びに同条第三項において準用する法第十七条第二項の規定による変更登録及び当該変更登録に係る同条第六項の規定による公示(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

七 法第二十条第三項の規定による報告の受理(地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

八 法第二十一条第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による命令(いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。)に関する事務 当該都道府県の知事

- 九 法第二十二条の規定による命令（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 十 法第二十三条の規定による命令（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 十一 法第二十四条第一項から第三項までの規定による登録の取消し及び当該取消しに係る同条第四項の規定による公示（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 十二 法第二十四条第二項の規定による命令並びに当該命令に係る同条第四項の規定による公示及び法第三十二条第一項の規定による聴聞（いずれも地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 十三 法第三十条第一項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に対する報告の徴収に関する事務 当該生産者の住所地又は当該輸入業者、売買取引業者等若しくは倉庫業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- 十四 法第三十条第二項の規定による登録検査機関に対する報告の徴収（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 十五 法第三十一条第一項の規定による農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者等又は倉庫業者に関する立入調査に関する事務 当該立入調査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事
- 十六 法第三十一条第二項の規定による登録検査機関に関する立入調査（地域登録検査機関に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 十七 法第三十三条第一項の規定による申出の受付並びに同条第二項の規定による調査及び措置（いずれも地域登録検査機関が行う農産物検査に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る農林水産大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号、第七号又は第九号から第十二号までに掲げる事務（第十一号に掲げる事務にあっては同号に規定する登録の取消しに関する事務、第十二号に掲げる事務にあっては同号に規定する命令に関する事務に限る。）を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない。
- (以下略)

## 【農産物検査法施行規則】（昭和 26 年農林省令第 32 号）

（登録検査機関の登録）

- 第 13 条 法第 17 条第 1 項の登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書をはり付け、かつ、定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員の名簿及び住所を記載した書面、申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類を添え、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。
- 一 名称並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在地
  - 二 農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産農産物又は外国産農産物の別を含む。）
  - 三 農産物検査の登録の区分
  - 四 農産物検査を行おうとする区域
  - 五 1 年間に行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあっては、包装されているもの及び包装されていないものの別。第 19 条第 2 号において同じ。）ごとの品位等検査の検査見込数量又は 1 年間に行おうとする成分検査の検査見込件数
  - 六 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

- 七 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所
- 八 法第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当する事実の有無

(変更登録)

第 19 条 法第 19 条第 2 項の変更登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に登録免許税の領収証書又は登録免許税の額に相当する金額の収入印紙をはり付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。

- 一 法第 17 条第 4 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項のうち変更しようとする事項
- 二 1 年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は一年間に行おうとする成分検査の検査見込件数
- 三 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
- 四 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他の設備及びその所在場所

(都道府県知事の行う表示の除去等の内容等の報告)

第 28 条第 2 項 令第五条第三項の規定による報告（同条第一項第七号に掲げる事務に係るものに限る。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の数量
- 二 受理をした報告に係る登録検査機関が農産物検査を行つた農産物の種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位又は成分についての検査の結果
- 三 その他参考となるべき事項



## 別紙 1

### 地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

#### 第 1 地域登録検査機関の登録等の申請

##### 1 登録等申請書

###### (1) 登録の申請

要領 I の第 1 の 1 に規定する地域登録検査機関の登録の申請は、様式第 1 - 1 号に次に掲げる書類を添付して申請する。

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員の氏名及び住所を記載した書類

ウ 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

エ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画又は収支計算に関する書類（申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、知事がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。）

オ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類

カ 検査場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下同じ。）に関する書類（所在地の地図・見取り図、検査場所の写真（全体・内部等）及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類（登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等））

キ 農産物検査に必要な器具機材の写真

なお、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

###### (2) 登録更新の申請

登録更新の申請をしようとする地域登録検査機関は、様式第 1 - 2 号に（1）の申請書類を添付して申請する。

なお、（1）のカについては、届出済みの業務規程をもってこれに代えることができる。

###### (3) 変更登録の申請

ア 変更登録の申請をしようとする地域登録検査機関は、様式第 1 - 3 号に次に掲げる事項を記入し、（1）の申請書類のうち変更しようとする内容に関連する書類を添付して申請する。

(ア) 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類又は、登録の区分又は、登録検査機関が農産物検査を行う区域のうち変更しようとする事項

(イ) 1 年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は 1 年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

(ウ) 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(エ) 農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他設備及びその

## 所在場所

イ 知事は、農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関から、基本要領に規定する変更登録に係る申請書の提出があった場合は、当該地域登録検査機関に係る以下の書類の写しを紙媒体又は電子媒体により申請書に添付して地方農政局長に進達する。

(ア) 検査機関登録台帳

(イ) 業務規程

(ウ) 直近の登録更新申請書（登録更新を行っていない場合は、登録申請書）

## 2 申請における留意事項

(1) 主たる事務所とは、登記事項証明書に記載された主たる事務所名を記載する。

(2) 従たる事務所とは、主たる事務所以外の事務所であって、検査場所を管轄し、農産物検査の請求書の受付、法第 25 条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所とし、組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載する。

(3) 検査場所とは、法第 17 条第 2 項の 2 及び規則第 16 条の機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行う場所をいう。

(4) 国内産農産物の検査を行う範囲とは、以下のいずれかに該当する区域で行うことができる。

ア 検査を受けようとする農産物の生産者が居住する区域

イ 検査を受けようとする農産物の生産地

(5) 隣接する都道府県において生産した農産物（以下「出作」という。）を当県において農産物検査を行う場合にあっては、以下の要件を満たしていなければならない。

なお、この場合、当該隣接都道府県に（2）の従たる事務所及び（3）の検査場所を設置しておく必要はないものとする。

ア 当該検査を行う登録検査機関に、当該隣接都道府県の農産物検査を行うことができる農産物検査員がいること。

イ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、農産物検査を行う区域として、都道府県を規定していること。

ウ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、銘柄検査を行おうとする都道府県の銘柄が規定されていること。

エ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、イ及びウについて、出作の特例であることが記載されていること。

## 3 登録事項の変更の届出等

(1) 要領 I の第 3 の 1 に規定する登録事項の変更は、様式第 2 号の登録事項変更届出書により届け出る。

(2) 要領 I の第 3 の 2 に規定する業務の休止及び廃止の届出は、様式第 3 号の登録検査機関業務休止（廃止）届出書により届け出るとともに、次に掲げる書類を休止の開始日又は業務の廃止日以降に提出する。

ア 地域登録検査機関の業務を休止する場合

休止の開始日が含まれる期間（農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成13年3月22日農林水産省告示第445号）の二の第4欄に掲げる期間をいう。以下同じ）の農産物検査の結果

イ 地域登録検査機関の業務を廃止する場合

（ア）業務の廃止日が含まれる期間の農産物検査の結果

（イ）登録抹消願書（様式第9号）

（ウ）次に掲げる証明書

a 地域登録検査機関の登録通知書（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第1号）

b 農産物検査員証（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第6号）

4 業務規程の届出等

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、法第21条第1項に基づく業務規程を様式例第1号に倣って作成し、知事へ届け出る。

なお、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とし、検査場所の追加を行った場合には、登録申請と同様に確認ができる書類を添付する。

第2 等級証印の管理等

1 等級証印の管理

（1）地域登録検査機関は、等級証印を適切に管理するため、業務規程に管理方法を定める。

（2）地域登録検査機関は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに知事に報告し適切な措置を講じること。

2 押印用インクの安全性の確保

地域登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。

3 検査証明事項の訂正方法

（1）地域登録検査機関は、農産物検査法第13条第2項に規定する紛らわしい表示とならないように、業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めること。

（2）業務規程に検査証明事項の訂正方法の定めがない場合には、別紙参考に示されている訂正方法によらなければならない。

（3）電子情報処理組織を使用する方法を用いる場合は、訂正の履歴を残さなければならない。

### 第3 帳簿

- 1 地域登録検査機関は、法第25条及び規則第22条の規定に基づき帳簿を作成し、これを保存する。

なお、帳簿の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項及び第4条第1項に基づき、電磁的方式により行うことができるものとする。

- 2 帳簿の様式については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国内産農産物に係る品位等検査 様式第4号
- (2) 外国産農産物に係る品位等検査 様式第5号
- (3) 成分検査 様式第6号

### 第4 成分検査業務の委託の届出

- 1 法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の登録検査機関に委託しようとする登録検査機関（以下「委託登録検査機関」という。）は、規則第24条第1項の規定に基づき、様式第7号の成分検査業務委託届出書を作成し、あらかじめ知事に届け出る。

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

- 2 準則の作成

委託登録検査機関は、規則第24条第3項に規定する委託する業務に関する準則を様式例第2号に倣って作成し、成分検査業務の委託を受けた地域登録検査機関（以下「受託地域登録検査機関」という。）に示すものとする。

なお、当該準則については、1の届出と併せて知事に届け出る。

- 3 受託地域登録検査機関の受託の届出

準則を示された受託地域登録検査機関は、様式第2号の登録事項変更届出書に委託登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、知事に届け出る。

なお、当該届出にあつては、委託登録検査機関から示された準則の写しを添付するものとする。

- 4 委託事項変更の届出

委託登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、様式第7号の成分検査業務委託届出書をあらかじめ知事に届け出るとともに受託地域登録検査機関に通知するものとする。

なお、委託の内容の変更に伴い準則を変更したときは、受託地域登録検査機関に通知するとともに成分検査業務委託変更届出書と併せて、知事に届け出るものとする。

5 受委託先の登録事項変更の届出

委託登録検査機関又は受託地域登録検査機関は、法第17条第4項第6号に規定する当該地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したときは、当該委託に係る契約相手方に通知するものとする。

なお、変更の通知を受けた委託登録検査機関又は受託地域登録検査機関は、様式第2号の登録事項変更届出書を知事に届け出るものとする。

第5 農産物検査員証の再交付等の届出

1 地域登録検査機関は、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、様式第1-3号による地域登録検査機関の変更登録申請書又は様式第2号による登録事項変更届出書により知事に申請をするとともに、当該農産物検査員証を知事に返納する。

また、農産物検査員証を紛失したときは、様式第8号により再交付の申請を行う。

2 地域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、様式第9号により知事に届け出るとともに、当該農産物検査員の農産物検査員証を知事に返還する。

(別紙参考)

### 検査証明事項の訂正方法

検査証明書	
何年産 ①	種類 ①
銘柄 ②	
正味重量規格 何 kg ③	等級又は品位の 測定結果
何 登録検査機関 検査年月日 ④	

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

- ①種類、年産…当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
- ②銘柄…誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適切な記載事項を記載する。
- ③量目…別紙5手順8の⑤に規定された方法による。
- ③検査証明月日、登録検査機関名（機関名付き日付印）…誤って押印した場合は、
  - (ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
  - (イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

## 地域登録検査機関の登録申請書

収入証紙  
消印をしないこと

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電 話 番 号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成 分 検 査
農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

様式第1-2号  
(第1面)

## 地域登録検査機関の登録更新申請書

収入証紙  
消印をしないこと

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の登録の更新を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電 話 番 号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成 分 検 査
農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			



## 地域登録検査機関の変更登録申請書

収入証紙  
消印をしないこと

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

農産物検査法の規定に基づき、地域登録検査機関の変更登録を受けたいので申請します。

名 称			
	名 称	所 在 地	電 話 番 号
主たる事務所			
従たる事務所			
登録の区分	品 位 等 検 査		成 分 検 査
農産物の種類			
農産物検査法第17条第3項各号のいずれかに該当する事実の有無			
備 考			

注) 変更箇所の下線を引くこと。

(第2面の1) 国内産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種 類	包装の有無	検査見込数量
農産物検査員			
氏 名	住 所	検査を行う農産物の種類	検査を行う区域
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
農産物検査を行おうとする区域	事務所の名称		

(注) 農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

(第2面の2) 外国産農産物に係る品位等検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込数量			
農産物検査を行おうとする区域	種 類	検査見込数量	
農産物検査員			
氏 名	住 所	検査を行う農産物の種類	
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別
事務所の名称	農産物検査を行おうとする区域	検査員の氏名	

(第2面の3) 成分検査を行おうとする者

1年間に行おうとする農産物検査の検査見込件数			
農産物検査を行おうとする区域		検査見込件数	
農産物検査員			
氏名		住所	
機械器具その他の設備の整備状況			
事務所又は検査場所等の名称	機械器具等の名称	数	所有又は賃借の別

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

### 登録事項変更届出書

登録検査機関の登録事項に変更があったので、農産物検査法（昭和 26 年法第 144 号。以下「法」という。）第 17 条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号		登録年月日	
	変更年月日	変 更 前	変 更 後
法第17条第4項第2号に関する事 と			
法第17条第4項第6号に関する事 と			
法第17条第4項第7号に関する事 と			

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

登録検査機関業務休止（廃止）届出書

登録検査機関の業務を下記のとおり休止（廃止）したいので、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 名称及び主たる事務所の所在地
- 2 休止の開始期日及び期間又は廃止の予定期日
- 3 休止又は廃止する理由

## 検査請求者別検査台帳（国内産農産物）

農産物検査を請求した者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）								住 所																			
								農産物検査法上の受検根拠規定																			
								法第 条第 項( )								法第 条第 項( )											
								等級別数量(下段:格付理由)								等級別数量(下段:格付理由)											
農産物検査を行った年月日	農産物検査の請求を受けた年月日	検査場所	種類	生産年度	銘柄	包装	量目																合計	水分	容積重	農産物検査員の氏名	
・	・																										
・	・																										
・	・																										
・	・																										
・	・																										
・	・																										
・	・																										

(注)1 でん粉については会計年度ごとに、それ以外の農産物については生産年度ごとに作成する。  
 2 農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)の品位の規格に設定されていない種類にあっては、容積重欄を省略することができる。









## 成分検査台帳

検査証明 番号	農産物検査の請求を受けた年月日	農産物検査を請求した者の氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	住所	試料採取年月日	試料採取検査員	試料採取場所	種類	生産年度	銘柄	外国産農産物の本船名・契約番号	登録検査機関名			検査場所				農産物検査員氏名	検査証明年月日	
											ロット番号	包装	量目	検査数量	測定結果					
															たんばく質	アミロース	でん粉			

(注)会計年度ごとに作成すること。

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

## 成分検査業務委託届出書

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務を下記のとおり委託したいので届け出ます。

### 記

- 1 委託先の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 委託しようとする業務の内容
- 3 委託しようとする期間

（注）農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第24条第3項の準則を添付すること。

年 月 日

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

### 再 交 付 願（紛失届）

当機関に所属する農産物検査員 について、農産物検査員証を紛失  
しましたので届け出るとともに、再交付をお願いします。

なお、当該農産物検査員証が発見された場合は直ちに返還します。

紛失理由

上記、紛失理由に相違ありません。

農産物検査員  
住所  
氏名

（注）農産物検査員の署名ができない場合は、地域登録検査機関の検査担当者が  
紛失理由の記入を行うとともに農産物検査員を地域登録検査機関検査担当者  
と読み替え署名を行う。

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

## 登 録 抹 消 願 書

農産物検査員が（例：退職、出向）したので、下記のとおり農産物検査員証を返納し、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 18 号の検査機関登録台帳から抹消願います。

### 記

1. 抹消する農産物検査員氏名
2. 返納する農産物検査員証に記載された証明書番号
3. 農産物検査員証が返納できない場合の理由

上記返納できない理由に相違ありません。

地域登録検査機関検査担当者  
氏名

様式例第1号

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p style="text-align: center;">農産物検査業務規程</p> <p style="text-align: right;">（登録検査機関名）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（総 則）</p> <p>第1条 ○○○○○○○○○（以下「本会」という。）が農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第2条第5項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第1項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>（農産物検査の方針）</p> <p>第2条 本会が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。</li> <li>二 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。</li> <li>三 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。</li> <li>四 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。</li> </ul> <p>（法的地位及び責任）</p> <p>第3条 本会は、定款（寄附行為）の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。</p> <p>2 本会は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。</p> <p>第2章 農産物検査を行う時間及び休日</p> <p>（始業及び終業時刻）</p> <p>第4条 農産物検査を行う時間は、○時○○分から○時○○分までとする。（休憩時間は○時○○分から○時○○分まで）</p> <p>2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。</p> <p>（休日）</p> <p>第5条 休日は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 土曜日及び日曜日</li> <li>二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に</li> </ul>	<p style="text-align: center;">作成のポイント</p> <p>（総 則）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農産物検査業務規程が適用される範囲を示していること。</li> <li>2 他の業務を兼業している場合は、それとの区別が明確になっていること。</li> </ol> <p>（農産物検査の方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 活動のよりどころとなるものであること。</li> <li>2 農産物検査に従事する者が具体的行動をイメージしやすいものであること。</li> </ol> <p>（法的地位及び責任）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織及び権限の法的根拠を明確にしていること。</li> <li>2 登録検査機関としての責任の範囲を明確にしていること。</li> </ol> <p>（始業及び終業時刻）</p> <p>営業時間の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。</p> <p>（休日）</p> <p>休日の設定が、円滑な農産物検査の実施を阻害するものでないこと。</p>

規定する休日

三 12月29日から翌年1月3日まで

四 その他〇〇が特に必要と認めた日

2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

### 第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本会は、〇〇、〇〇及び〇〇について農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本会は、法第2条第3項(第4項)の品位等(成分)検査を行う。

(農産物検査を行う区域)

第8条 本会が品位等検査を行う区域は、〇〇とする。

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

名称	所在地

なお、上記にかかわらず、全省庁統一の電子申請システム(以下、「共通申請サービス」という。)を通じて請求を受けることができる。

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所(以下「検査場所」という。)を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員(以下「農産物検査員」という。)の数は、次に掲げるとおりとする。

事務所		検査場所		農産物検査員数
名称	所在地	名称	所在地	
				〇名以上
				〇名以上
				〇名以上
				〇名以上

(農産物検査を行う農産物の種類)

農産物検査を行う農産物の種類の範囲を明確にしていること。

(農産物検査の登録の区分)

- 1 農産物検査の登録の区分を明確にしていること。
- 2 品位等検査と成分検査の両方を行う場合には、それが明確になっていること。

(農産物検査を行う区域)

品位等検査に係る農産物検査を行う区域は、都道府県名とし、営業範囲を明確にしていること。

(農産物検査の請求の受付場所)

- 1 農産物検査の請求の受付場所を明確にしていること。
- 2 農産物検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に資するものであること。
- 3 成分検査を行う登録検査機関が、他の登録検査機関に検査請求の受付の事務を委託する場合は、当該委託先の農産物検査の請求の受付場所を記載する。

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

- 1 検査場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限り、以下同じ。)は、法第17条第5項に定める区域ごとに行なえるようになっていること。
- 2 検査場所(受検品の持込み先)を明確にしていること。
- 3 当該検査場所において、農産物検査を適正かつ円滑に行い、検査した農産物が円滑に流通し得るものであること。
- 4 各事務所が管轄する検査場所は、当該事務所の管轄区域と照らして適切であること。
- 5 成分検査にあつては、事務所欄を省略して差し支えない。
- 6 成分検査にあつては、検査場所欄に測定所を記載し、農産物検査員数欄は、測定所別の農産物検査員数を記載すること。
- 7 成分検査にあつては、試料採取場所を設定し、受検品の



#### 第4章 農産物検査の業務の実施

(農産物検査を行う者)

第11条 農産物検査は、第27条第1項の規定により会長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

2 農産物検査員は、自ら指示するところにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

- 一 検査試料の採取業務
- 二 量目に係る検査における計量業務
- 三 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第3項の等級又は品位の測定結果の表示業務

(農産物検査の請求の受理)

第12条 本会は、農産物検査の請求をしようとする者（以下「検査請求者」という。）から別記様式（共通申請サービスによる検査請求を含む。以下同じ）による農産物検査に係る検査請求書（以下「検査請求書」という。）が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上、農産物検査を行うものとする。

2 本会は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあつては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名をした文書がある場合にあつては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。

3 本会は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することができないものとし、拒否する場合は、その理由を請求者に説明するものとする。

4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、〇年間保存するものとする。

(農産物検査の受付の条件)

第13条 本会は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装について、農産物規格規程に定められた規格に相当すると認めた農産物（包装されていないものにあつては、〇〇キログラム以上のものに限る。）でなければ、農産物検査を行わない。

持込先を明確にすること。

8 農産物検査員の配置が、農産物検査の実施見込数量、1人当たりの検査可能数量等に照らして適正であること。

(農産物検査を行う者)

1 農産物検査は農産物検査員が行うものであることを明確にしていること。

2 補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。

(農産物検査の請求の受理)

1 検査請求者によって差別を行っていないこと。

2 検査請求書の確認を行い、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 検査請求者が受検を希望する農産物検査の内容を明らかにしていること。

(2) 代理人による検査請求が、検査請求者の委任に基づくものであること。

3 検査請求書が必要な期間（3年程度）適正に保存されるものであること。

4 検査請求受付簿が必要ない場合は、検査請求受付簿に係る記載を削除すること。

(品位等検査の受付の条件)

1 品位等検査の受付の条件を付す場合は、品位等検査を円滑かつ効率的に行う観点から設定されたものであること。

2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。

- 一 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項（法第34条第3項において準用する場合を含む。）の品位等検査を受ける場合
- 二 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合
- 三 法第34条第1項の品位等検査を行う場合

2 「農産物検査に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次（別表〇）のとおりとする。

（水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

（水稻もちもみ及び水稻もち玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

（醸造用玄米）

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

なお、上記事項を設定（変更を含む。）した場合、速やかにホームページに掲載するとともに、知事に報告するものとする。

（受検のための準備）

第14条 本会は、請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めものとする。

- 一 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）
- 二 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- 三 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

（成分検査業務の委託）

第15条 本会は、法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち次に掲げる業務を他の登録検査機関に委託することができるものとし、当該委託する業務については、本会が示す準則に基づき行わせるものとする。

（産地品種銘柄の銘柄検査の受付の条件）

- 1 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知）Iの第2の1の(2)に規定する選択銘柄を記載すること。
- 2 米（「水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米」、「水稻もちもみ及び水稻もち玄米」、「醸造用玄米」）麦（「普通小麦」、「普通小粒大麦」、「普通大粒大麦」、「普通はだか麦」）、大豆（「大粒大豆及び中粒大豆」、「小粒大豆及び極小粒大豆」）そば別に記載すること。
- 3 選択銘柄については、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。
- 4 ホームページの掲載等に当たっては、当該選択銘柄の初検査実施見込み時期の約1か月前に掲載し、関係者に周知することに努めること。
- 5 登録検査機関の区域に居住する生産者が隣接する道府県において農産物を生産した場合の銘柄検査に限って、登録検査機関が当該隣接道府県を検査の区域として、検査が行える農産物検査員がいることを前提に、必要と判断した場合、検査を行う隣接道府県の銘柄を記載すること。

【例】 登録検査機関住所：〇〇県、隣接：△△県

道府県	品 種
〇〇県	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
△△県	△△△

※ △△県の銘柄の検査は、〇〇県に居住する生産者が生産した農産物に限る。

- 6 「次」を「別表〇」とすることで、農産物検査業務規程の本文と別記することが可能とする。

（受検のための準備）

- 1 請求者に対する要求が、検査を円滑かつ効率的に行う観点から妥当なものであること。
- 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。

（成分検査業務の委託）

- 1 成分検査を行う登録検査機関にあつては、成分検査に関する業務の委託範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者は受託者に対して示す準則に基づき行わせることを規定していること。

- 一 成分検査の請求の受付
- 二 検査手数料の徴収
- 三 検査試料の採取、検査証明の業務及び試料の送付
- 四 検査証明書の交付

(検査試料の採取)

第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

[外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合]

- 2 採取した試料は、本会が検査後〇年間保存するものとする。
- 3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。

- 2 成分検査に関する業務を受託する登録検査機関にあっては、受託して行う業務の範囲を明確にするとともに、当該業務を委託する者が示す準則に基づき当該業務を行うことを規定していること。

(検査試料の採取)

- 1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。
- 2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。
- 3 農産物検査法施行規則に基づき標準抽出方法を定める件(平成13年3月22日農林水産省告示。以下「標準抽出方法を定める告示」という。)第一の一の(三)及び二の(二)に定められた大規模乾燥調製貯蔵施設等における試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口についての簡素化された抽出方法(以下「簡素化された抽出方法」)によるサンプリングの実施方法について規定していること。

(3-1 判断する基準について)

- ① 二項分布等で算出された着色粒等の混入比率と穀粒判別器の着色粒等の測定値を比較し、均一であること。
- ② 穀粒判別器の測定値に特定の傾向がないこと。  
なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒等が時間軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。

(3-2 施設の公表について)

- ③ 試料が特に均一であると判断された施設名並びに、都道府県及び市町村を記載した所在地を整理し、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。
- ④ 上記③を整理する際に、判断した試料データ及び判断を行った者等根拠試料の保存を規定すること。

(3-3 検査方法について)

- ⑤ 簡素化された抽出方法により実施する条件とその方法を規定すること。
- ⑥ 均一性が認められない場合は、標準抽出方法を定める告示第一の一の(一)及び(二)並びに第二の(一)に定められた抽出方法によることを規定すること。
- ⑦ 均一性が確認された大規模乾燥調製貯蔵施設等においては、検査請求を受けたロットから採取したサンプルについて、合成・縮分する前に品質が均一で特定の傾向がないか確認する旨を規定すること。

(3-4 試料の採取方法について)

- ⑧ 試料が特に均一と判断されたロットからの試料の採取方法を規定すること。

(農産物検査の業務の実施方法)

第17条 農産物検査員は、検査場所の環境が第35条第2項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第16条に規定する機械器具その他の設備（第35条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める鑑定方法及び標準計測方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第18条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。

(農産物検査の結果の通知)

第19条 農産物検査員は、様式〇号により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を請求者に通知するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第20条 本会は、様式〇号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。

(農産物検査の業務の実施方法)

鑑定方法及び標準計測方法に従って適正に行うことを規定していること。国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合を除く。以下同じ。）の環境点検の確認を行うことを規定するとともに、実施方法を別に規定していること。

(検査証明)

- 1 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。
- 2 検査証明書又は検査証明事項をQRコード、バーコード、RFID等照会コードを用いて電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合は、その取扱方法を業務規程に規定すること。
- 3 上記2を規定する場合には、必要な情報セキュリティ対策を講じ、その内容を業務規程とともに保存すること。
- 4 あらかじめ等級証印を印刷した紙袋等を農産物検査で使用する場合には、その在庫状況等について適切に管理すること及び当該紙袋等に袋詰めする農産物の品位を事前に把握することを規定していること。

(農産物検査の結果の通知等)

農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式等を定めること。

また、共通申請サービスから検査請求がされたものについては、検査結果を共通申請サービスにより検査請求者に通知することができる。

なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。

- (1) 請求者氏名及び住所
- (2) 検査結果別数量
- (3) 格付理由
- (4) 検査年月日

(帳簿の作成及び保存)

- 1 帳簿の様式は、農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第22条第2項に定める事項が網羅されていること。
- 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるものであること。
- 3 電子媒体により保存する場合は、その旨記載されていること。
- 4 本マニュアル中の様式に囚われず実際に保存される様式であること。
- 5 複数の抽出方法によりサンプリングを行った場合、抽出

## 第5章 検査手数料等

### (検査手数料)

第21条 検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする。

#### 一 ○○

イ キログラムを超え キログラム以下の包装のもの

1 包装につき 円

ロ キログラム以下の包装のもの

1 包装につき 円

ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの

1 トン当たり 円

#### 二 ○○

イ キログラムを超え キログラム以下の包装のもの

1 包装につき 円

ロ キログラム以下の包装のもの

1 包装につき 円

ハ イ及びロに掲げるもの以外のもの

1 トン当たり 円

### (検査手数料の収納方法)

第22条 検査手数料は、○○により収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、○○、○○若しくは○○又は○○により収納することができる。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

### (費用の負担等)

第23条 本会は、請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

## 第6章 農産物検査を行う組織

### (組織)

第24条 本会の農産物検査を行う組織は、別紙○のとおりとする。

### (会長の責任)

方法ごとに帳簿を作成・保存しておくこと。

### (検査手数料)

- 1 検査手数料が、農産物検査に係る実費を適切に反映したものであること。
- 2 特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。
- 3 単純な算定方法以外の算定方法を用いて検査手数料の額を決定する場合、その算定方法を記載すること。

### (検査手数料の納入方法)

- 1 収納の方法が、検査手数料を明朗かつ確実に収納できるものであること。
- 2 納入方法は、一般的に行える納入方法とし、一部の受検者のみが行える収納方法は、原則としていないこと。
- 3 流通経費、共同計算等の当該業務規程のなかでなじまない用語が使用されていないこと。

### (費用の負担等)

- 1 請求者に対して過大な負担を求めるものでないこと。
- 2 特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。

### (組織)

- 1 組織規程等により組織の権限、責任及び業務分担がわかること。
- 2 最高責任者（会長）からの指示系統が明確に示されていること。
- 3 農産物検査員の氏名、農産物検査を行う種類及び区域について整理されていること。

### (会長の責任)

第25条 会長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(会長の権限の委譲)

第26条 会長は、その責任において、権限委譲規程に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

(農産物検査員の任命)

第27条 会長は、本会に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

- 2 会長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。
- 3 会長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

(農産物検査員の職務)

第28条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。

- 2 農産物検査員は、会長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。
- 3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、会長が指定する研修を受講しなければならない。
- 4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第29条 会長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第30条 会長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的実施するものとする。

- 2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(不適切な行為の防止等)

第31条 会長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産

- 1 農産物検査における会長の役割及び責任を規定していること。
  - 2 必要に応じて会長の代理者を置いていること。
- 備考：経営資源とは、人、物、財をいう。

(会長の権限の委譲)

権限を委譲する場合は、権限委譲の範囲、方法等を権限委譲規程により規定していること。

(農産物検査員の任命)

- 1 任命の基準が登録要件と整合していること。
- 2 農産物検査員は、農産物検査法、農産物規格その他関係法令に精通していること。
- 3 宣誓書を交わしていること。
- 4 指導的農産物検査員は、地方農政局長が行う程度統一会等に参加するとともに、農産物検査員を指導できる者を指名する。

(農産物検査員の職務)

- 1 農産物検査員の職務の範囲を明確にしていること。
- 2 農産物検査員が登録検査機関の指揮命令下で公正に職務を行うことが明確にされていること。
- 3 必要に応じて訓練を行っていること。
- 4 機密保持の取り決めがあること。

(農産物検査員の教育及び訓練)

登録検査機関としての農産物検査員の教育及び訓練に関する取組が明記されていること。

(内部監査)

- 1 計画的かつ定期的に内部監査を実施していること。
- 2 内部監査規程においては、監査の方法、頻度、内部検査員の資格、監査結果の改善手順等について規定すること。

(不適切な行為の防止等)

- 1 不適切な行為の予防及び是正についての取り決めがある

物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

- 2 会長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに知事に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(知事又は国による調査の受け入れ)

第32条 本会は、知事又は国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第33条 本会は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

- 2 指導的農産物検査員は、第29条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で会長を補佐する。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

第34条 本会は、請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等及び検査場所の点検)

第35条 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

- 2 本会は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿(別記様式)を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

一 登録検査機関が所有する施設(CEや倉庫等)を検査場所として使用する場合

施設の担当部局が環境点検を定期的実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類をもって、環境点検を省略することができる。

二 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所(生産者の庭先等)を検査場所とする場合

農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

こと。

- 2 不適切な行為が見つかった場合、直ちに是正するとともに、知事へ報告することを明記していること。
- 3 罰則規定を設ける場合は、定款等と整合性がとれていること。

(県又は国による調査の受け入れ)

県又は国が行う調査を受け入れること。

(指導的農産物検査員の役割)

国が主催する会議等へ参加することを明記すること。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理することが規定されていること。

(機械器具等及び検査場所の点検)

1 機械器具等の保守点検を定期的実施することを規定していること。

2 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所(農産物検査の対象が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。)の環境を以下により適切に維持・管理が行われていることを確認した上で農産物検査を実施するものであることを規定していること。

(1) 登録検査機関が所有する施設(CEや倉庫等)を検査場所として使用している場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的実施し、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施することを規定していること。

その際、当該登録検査機関が所有する施設が食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明する書類を確認することで環境点検を省略することを業務規程に規定することも可能とする。

<環境点検の主な項目>

- ・ 5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)によるそ族昆虫等の防除の徹底
- ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善。
- ・ 清掃、防虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の

(等級証印の管理)

第36条 等級証印を適切に管理するものとする。

(検査証明事項の訂正方法)

第36条の2 地域登録検査機関は、農産物検査法第13条第2項に規定する紛らわしい表示とならないように、登録検査機関が定める業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めるものとする。

(等級証印の不正使用等)

第37条 本会の役職員は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。  
2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長又は知事の要請による調査等に協力するものとする。

(農産物検査の結果の報告)

第38条 会長は、法又は法に基づく命令の定めるところにより知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

(その他)

第39条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、別に会長が定めるものとする。

制 定 ○○年○月○日

一部改正 ○○年○月○日

別記様式

(品位等検査(生産者))

検査請求書							
1 品位検査を受けようとする農産物							
種類	生産年度	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額							
2 希望受検場所							
3 希望受検期日							
上記により、農産物検査法		第3条の品位等検査(米穀の品位等検査) 第6条の品位等検査(麦の品位等検査) 第9条の品位等検査(米麦以外の農産物の品位等検査)					

記録作成及び保存(施設の管理日誌等)。

(2) 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約又は承諾を得ることによって使用する場所(生産者の庭先等)を検査場所とする場合は、5S(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)の観点から、農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認することを規定していること。

(等級証印の管理)

等級証印の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。

(等級証印の不正使用等)

- 1 不正使用に対して適切な対応をしていること。
- 2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに、知事の要請による調査等に協力すること。

(農産物検査の結果の報告)

検査数量その他必要な報告を期限までに実施すること。  
なお、同報告は共通申請サービスにより検査の報告ができるものとする。

(その他)

適切に文書化されており、内容がこの規程と矛盾しないこと。



を受けたいので、請求します。

年 月 日

検査請求者

住 所

氏名又は名称

(地域登録検査機関) 名 称

代表者氏名

殿

(品位等検査 (輸入者))

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種 類	産地国	銘 柄	包装の種類	量目	数 量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額							

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船 名 港 名 年 月 日

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記こより、農産物検査法

- 第4条の品位等検査(輸入米穀の品位等検査)
- 第7条の品位等検査(輸入麦の品位等検査)
- 第9条の品位等検査(米麦以外の輸入農産物の品位等検査)
- 第34条第1項の品位等検査(政府が輸入する麦の品位等検査)

を受けたいので、請求します。

検査請求者

住 所

氏名又は名称

(地域登録検査機関) 名 称

代表者氏名

殿

(品位等検査 (売買取引業者))

検査請求書

1 品位等検査を受けようとする農産物

種 類	生産年度	産地国	銘 柄	包装の種類	量目	数 量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額								

2 輸入船名、港名及び入港年月日

船 名 港 名 年 月 日

3 希望受検場所

4 希望受検期日

上記こより、農産物検査法

- 第5条第1項の品位等検査 (検査を受けていない米穀の品位等検査)
- 第5条第2項の品位等検査 (明瞭な曇米検査)
- 第8条において準用する同法第5条第1項の品位等検査 (麦の品位等検査)
- 第9条の品位等検査 (米麦以外の農産物の品位等検査)
- 第15条第2項の品位等検査 (検査が失効した麦の品位等検査)



成分検査委託業務規程記載事項 (例)	作成のポイント
<p style="text-align: center;">成分検査委託業務規程</p> <p style="text-align: right;">(登録検査機関名)</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(総 則)</p> <p>第1条 ○○○○○○○○○ (以下「本会」という。)が農産物検査法(昭和26年法律第144号。以下「法」という。)第2条第5項の登録検査機関として行う同条第4項の成分検査(以下「成分検査」という。)に関する業務のうち、法第28条の規定に基づき委託する業務(以下「委託業務」という。)に関しては、この規程の定めるところによる。なお、本会が委託業務の実施に関し、この規程に定めていない事項については、業務の委託を受ける者(以下「受託者」という。)の業務規程の定めるところによるものとする。</p> <p>(受託者の責任)</p> <p>第2条 受託者は、委託業務を適正かつ円滑に誠実をもって行うとともに、委託業務の実施に責任を負うものとする。</p> <p>(委託業務に係る農産物の種類)</p> <p>第3条 本会は、委託業務のうち○○、○○に係る業務を委託する。</p> <p>(委託業務の内容)</p> <p>第4条 委託業務の内容は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 成分検査の請求の受付</li> <li>二 検査手数料の徴収</li> <li>三 検査試料の採取及び送付</li> <li>四 検査証明書の交付</li> </ul> <p>(成分検査の請求の受付場所)</p> <p>第5条 成分検査の請求の受付場所は、受託者の農産物検査業務規程に定める検査請求の受付場所とする。</p> <p>(成分検査の請求の受理)</p> <p>第6条 受託者は、成分検査の検査の請求をしようとする者(以下「検査請求者」という。)から別記様式による成分検査の検査請求書(以下「検査請求書」という。)が提出されたときは、これを受理し、委託業務を行うものとする。</p>	<p>(総 則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 成分検査委託業務規程が適用される範囲を示していること。</li> <li>2 成分検査委託業務規程に定められていない事項(検査の方針、検査を行う時間等)については、受託者の農産物検査業務規程によることが明記されていること。</li> </ol> <p>(受託者の責任)</p> <p>受託者の責任の範囲を明確にしていること。</p> <p>(委託業務に係る農産物の種類)</p> <p>委託業務に係る農産物の種類の範囲を明確にしていること。</p> <p>(委託業務の内容)</p> <p>委託業務の範囲を明確にしていること。</p> <p>(成分検査の請求の受付場所)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 成分検査の請求の受付場所を明確にしていること。</li> <li>2 成分検査の請求の受付場所の設置が、受検者の利便に資するものであること。</li> </ol> <p>(成分検査の請求の受理)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検査請求者によって差別的な取扱いをするものでないこと。</li> </ol>

- 2 受託者は、請求の受理に当たっては、その内容を十分に確認するとともに、検査請求者に対して成分検査に要する日数、受検準備、検査手数料単価及び支払方法その他必要な事項を説明するものとする。
- 3 受託者は、正当な理由がない限り、成分検査の請求の受理を拒否することができないものとし、受理を拒否する場合は、その理由を検査請求者に通知するとともに、本会に成分検査の請求の受理を拒否した旨をその理由を付して報告するものとする。
- 4 受託者は、検査請求書を受理したときは、検査請求者に証明番号を通知するとともに、次に掲げる本会の事務所のうち最寄りの事務所に検査請求書に証明番号を付して、速やかにこれを送付するものとする。

名称	所在地	電話番号

(検査手数料の徴収)

- 第7条 受託者は、検査請求書を受理した時は、検査手数料の請求書に明細書を付して検査請求者に請求し、本会が定める手数料を検査請求者から徴収するものとする。
- 2 受託者は、本会に対し、検査手数料額から委託業務に係る手数料額及び本会への試料送付料を控除して得た額を、本会が指定する方法で支払うとともに、成分検査の請求一件毎の検査手数料の請求書及びその明細書並びに委託業務に係る手数料の計算書を本会に送付するものとする。

(受検のための準備)

- 第8条 受託者は、委託業務を円滑かつ効率的に行う観点から、検査請求者に対して、次に示す受検のための準備を指示するものとする。
- 一 受検ロットの編成
  - 二 農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）第10条第5項の表示の添付

(検査試料の採取・送付等)

- 第9条 検査試料の採取は、受託者に属する農産物検査員が、受検ロットごとに農林水産大臣が定める標準抽出法に従って行うものとする。
- なお、法第17条第2項第1号の農産物検査員（第11条第1項第6号において「農産物検査員」という。）は、自ら指示するところにより試料の採取を補助者に行わせることができる。
- 2 採取した試料については、1キログラムに合成縮分し、そのうち500グラムを別紙様式による試料採取調書を添付の上、本会の指定する検査場所（測定所）に送付する

- 2 検査請求者に対して、成分検査について十分な説明が行われていること。
- 3 検査請求書の回付先を明らかにしていること。

(検査手数料の徴収)

- 1 検査手数料の支払方法等が適正に行われるものであること。
- 2 検査手数料の取扱い(受託者から本会への検査手数料の支払方法、本会から受託者への業務委託手数料の支払方法及び本会への試料送付料の支払方法)、支払方法を明確にすること。

(受検のための準備)

- 1 検査請求者に対する指示が、検査を円滑かつ効率的に行う観点から妥当なものであること。
- 2 特定の者に対して差別的な取扱いをするものでないこと。

(検査試料の採取・送付等)

- 1 農産物検査員が標準抽出法に従って行うことを規定していること。
- 2 補助者が行う業務の範囲を明確にしていること。
- 3 試料の取扱を明確にしていること。

ものとする。

- 3 試料の採取に際しては、受検ロットに、水濡れ、汚損等の事故品が含まれていないことを確認するとともに、受検ロットと検査請求書の記載内容が異なる場合又は確認できない場合は、必要に応じ円滑な試料の採取ができるよう措置を講ずるものとする。
- 4 受託者は、本会に送付した残りの試料については品質の劣化防止に留意の上、当該試料に係る検査証明書の発行後〇日間は保管するものとし、その後は廃棄するものとする。

(検査証明書の交付)

第10条 受託者は、成分の測定に係る検査証明書が本会から送付された場合は、検査請求者に対し検査証明書を交付するとともに、次条の帳簿に交付年月日等を記入しておくものとする。

(委託に係る帳簿の整備)

第11条 受託者は、委託に係る業務について次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、他の業務との区別を明確にしておくものとする。

- 一 証明番号
  - 二 検査請求者名
  - 三 検査受付年月日
  - 四 試料採取年月日及び試料採取者名
  - 五 種類、生産年度、銘柄、包装、量目及び検査数量
  - 六 成分項目別測定結果
  - 七 検査証明年月日及び交付年月日
  - 八 検査手数料の単価及び手数料の額、委託手数料の額及び控除後の検査手数料の額
- 2 帳簿については、業務完了後5年間保存しておくものとする。
  - 3 帳簿については、電子記録媒体に記録した電磁的記録として、保存することも差し支えないものとする。

- 4 試料採取における留意事項を明確にしていること。

(検査証明書の交付)

検査証明書の交付状況等について明確に記録しておくこと。

(委託に係る帳簿の整備)

- 1 業務内容が明確に整理されるよう規定すること。
  - 2 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。
- 3 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。

別記様式  
(成分検査)

成分検査請求書

1 成分検査を受けようとする農産物

種類	生産年度	産地国	銘柄	包装の種類	量目	数量	検査手数料額	備考
検査手数料の合計額								

2 希望検査場所

3 希望受検期日

上記により、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第10条の成分検査を受けたいので、請求します。

年 月 日

検査請求者

住 所

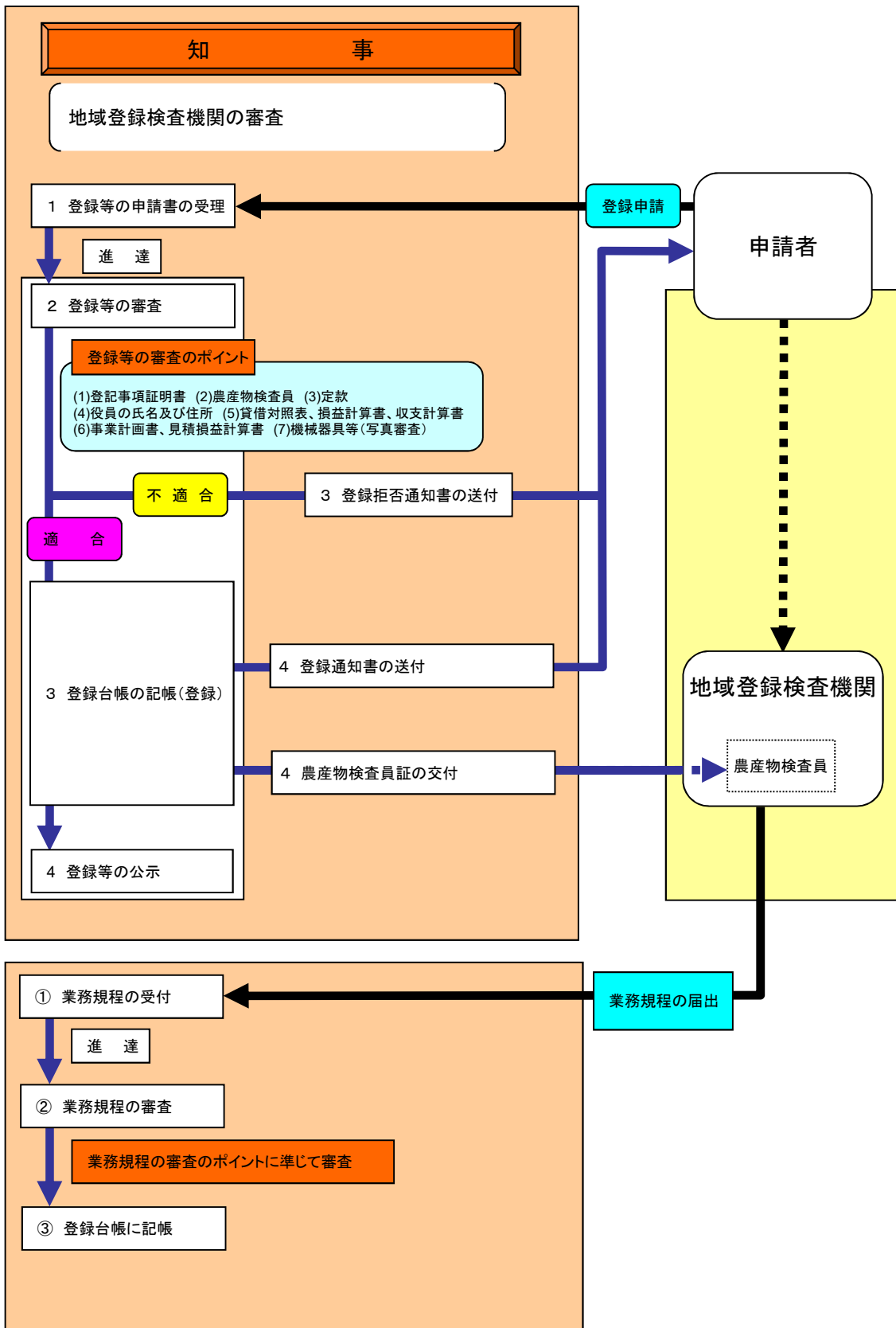
氏名又は名称

(地域団体検査機関) 名 称

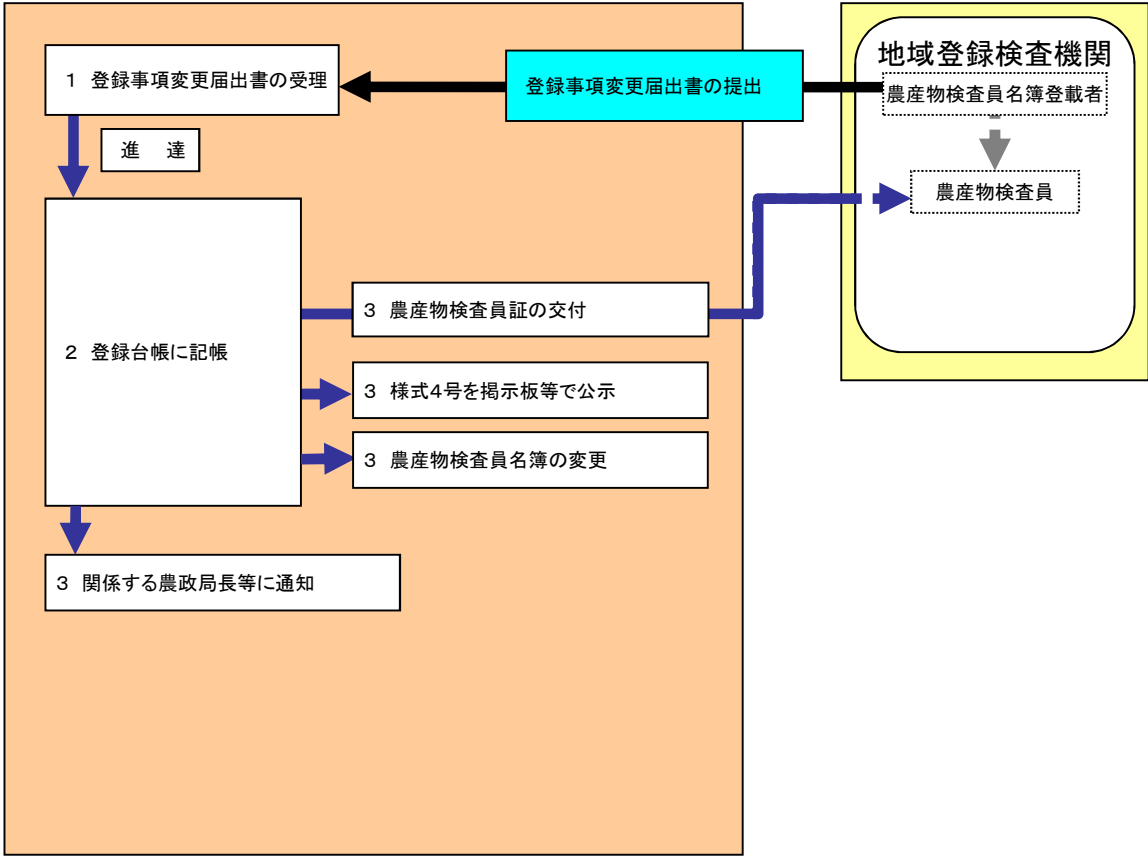
代表者氏名

殿

# 地域登録検査機関の登録等の申請・審査等手続



# 地域登録検査機関の登録事項変更の届出・審査等手続





## 別紙 2

### 地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

#### 第 1 地域登録検査機関の登録等

##### 1 登録等の審査

知事は、登録をする際には、申請書について以下により審査を行い、法第 17 条第 2 項の登録要件に適合しているかどうか等についての確認を行う。

##### (1) 登記事項証明書

登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）が法人格をもつ組織として登記されていることを確認する。

##### (2) 農産物検査員

###### ア 農産物検査員の氏名等

申請書に記載された農産物検査員の氏名及び住所と農林水産大臣が作成する名簿（以下「農産物検査員名簿」という。）とを照合することにより、当該農産物検査員が農産物検査員名簿に登載された者であることを確認するとともに、当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類、区域と申請者が農産物検査を行おうとする農産物の種類、農産物検査の登録の区分及び農産物検査を行おうとする区域とが適合していることを確認する。

また、当該農産物検査員と申請者との関係を証明する書面（職員の場合にあっては身分証の写し等、出向者及び嘱託職員の場合にあっては辞令、契約書の写し等）の提出を求め、申請書に記載された農産物検査員が申請者の指揮命令下に置かれていることを確認する。

###### イ 農産物検査員の数

農産物検査員の数については、品位等検査にあっては農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量（トンで表した量をいう。）、成分検査にあっては 1 年間の検査見込件数を、それぞれ規則第 15 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）以上の検査員を確保していることを確認する。

なお、この場合には、農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあっては、包装されているもの及び包装されていないものの別）ごとに必要な農産物検査員の数を算出し、このうち最も大きい数以上の農産物検査員を確保していることを要件としているが、これは、いずれの農産物検査員もすべての種類の農産物の検査を行うことを前提にしたものである。

また、外国産農産物に係る品位等検査を行う場合であって農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量を規則第 15 条第 2 項第 2 号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）が 2 を下回るときにあっては 2 とすることとされている（同号）。

##### (3) 定款

農産物検査の業務が申請者の定款に記載されている業務の範囲を逸脱するものではないことを確認する。

また、規則第 13 条第 1 項に掲げる書類のほか、申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類（以下「組織規程等」という。）、法第 30 条第 2 項の規定に基づく地域登録検査機関からの報告等において、検査部門の担当役職員が、法若しくは法に基づく命令又はこれらの規定に基づく処分に違反するいかなる指揮命令にも拘束されず、独立して職務を遂行し得る権限を有することが明示されていること、農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた地域登録検査機関については、当該行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員（以下「指導等関係農産物検査員」という。）を基本要領のⅡの第 4 の 2 に規定する業務改善研修に参加させていること又は直近の業務改善研修に参加させることを確約していることなど改善に向けた状況を確認すること等により、検査部門の公正かつ中立的な業務運営の実施が可能となるような体制が整備されていることを確認する。

なお、組織規程等を申請書に添付させ、法第 17 条第 2 項第 4 号の要件に適合していることを確認する。

(4) 役員の氏名及び住所

法第 17 条第 3 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当しないことを確認する。

(5) 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書により、農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有することを確認する。

なお、これらによっても申請者の財務基盤の健全度の判断が困難な場合には、金融機関が発行する申請者に係る資金調達能力を示す書類（融資証明書）又はこれに準ずる書類の提出を求め、これにより確認する。

(6) 事業計画書及び見積損益計算書（収支予算）

農産物検査の業務が事業計画に示され、これに見合った予算が確保されていること（手数料収入が見込まれていること等）を確認する。

(7) 検査場所に関する書類

農産物検査を行う場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下「検査場所」という。）について、以下のアからエまでのいずれかの要件に適合しているか確認する。

ア 飼料用もみ又は飼料用玄米を除く国内産農産物に係る品位等検査を行う場所

(ア) 所有者又は管理者が当該場所において、法第 17 条第 2 項第 2 号及び規則第 16 条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

(イ) 明るさ及び光線の色が、円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められるものであること。

(ウ) 雨天等の場合であっても品位等検査の実施が可能であること。

(エ) 主たる検査時期において、品位等検査を円滑に実施し得る広さを有し、かつ交通事情等からみて、品位等検査に係る農産物の運搬が円滑に行い得ること。

(オ) 環境が、品位等検査を円滑かつ適正に実施するために適切に維持及び管理さ

れていると認められるものであること。

イ 国内産の飼料用もみ又は飼料用玄米に係る品位等検査を行う場所

(ア) 所有者又は管理者が当該場所において、法第 17 条第 2 項第 2 号及び規則第 16 条の機械器具その他の設備を用い品位等検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

(イ) 試料採取、量目、荷造り、包装及び品位の検査を円滑に実施し得る場所であること。

ウ 外国産農産物に係る品位等検査を行う場所

試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所であること。

エ 成分検査を行う場所

(ア) 成分検査を円滑に実施するために支障がないと認められる広さを有していること。

(イ) 試薬等の適切な保管・管理を行うことができること。

(ウ) 農産物検査員が安全に業務を実施するために必要な設備を有していること。

(8) 機械器具その他設備

規則第 16 条に掲げる機械器具その他の設備を、所有し、又は貸借契約により使用の権限を有していることを書類、写真により確認する。

なお、当該確認により不明な点がある場合は、その所在場所に出向き、これらが確実に整備されていることを確認することができる。

ただし、ビール大麦に係る検査を行う場合を除き、規則別表第 1 に掲げる機械器具その他設備のうち恒温器については、種子の検査を行わない場合又は種子の検査のうち発芽率の検査を専ら生産等基準に適合することを証する書類により行う場合には、整備されていることを要しない。

なお、確認を行った際に設置されていないものであっても、売買契約書、賃貸借契約書等により、農産物検査を開始する日までに機械器具その他の設備が設置されることが確実であると認める場合には、当該設備が整備されているものとみなすことができる。

## 2 登録等の実施

### (1) 地域登録検査機関の登録

ア 知事は、1 による審査の結果、申請者による登録等の申請が法第 17 条第 2 項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第 18 号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第 17 条第 4 項各号に掲げる事項及び規則第 17 条に定める事項を記帳して登録する。

登録台帳に記載する証明書番号は、「□△△◇◇◇◇○○○」の 10 桁とし、その構成は以下のとおりとする。

(ア) □は、国内産農産物にあつては「K」、外国産農産物にあつては「G」、成分検査にあつては「S」とする。

(イ) △△は、総務省で設定している都道府県コードとし、「37」とする。

(ウ) ◇◇◇◇は、農産物検査員名簿に登載された年度（西暦）とする。

(エ) ○○○は、年度ごとに1から始まる整理番号とする。

イ 知事は、登録をしたときは様式第1号による地域登録検査機関の登録通知書を、登録等を拒否したときは様式第2号による地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(2) 地域登録検査機関の登録の更新

ア 地域登録検査機関の登録の更新に係る審査は、1を準用して行う。

この際、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けている地域登録検査機関において改善に向けた状況が確認できないなど、更新に当たって疑義が生じる場合には、知事は、中国四国農政局長と連携し、対応を検討する。

なお、検査場所に係る審査については、更新時まで届け出された最新の業務規程により審査することができる。

イ 知事は、地域登録検査機関の登録の更新の審査の結果、登録の更新を行った場合は様式第1号にならって地域登録検査機関の登録通知書を、登録の更新を拒否した場合は様式第2号にならって地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(3) 地域登録検査機関の変更登録

ア 地域登録検査機関の変更登録は、変更する内容に関連する項目について1を準用して行う。

イ 知事は、地域登録検査機関の変更登録の審査の結果、変更登録を行った場合は様式第1号にならって地域登録検査機関の登録通知書を、変更登録を拒否した場合は様式第2号にならって地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(4) 再交付等

知事は、登録事項の変更により地域登録検査機関の名称が変更された場合又は地域登録検査機関が登録通知書を紛失し登録通知書の再発行の依頼があった場合は、当該地域登録検査機関にかかる登録通知書を再交付することができる。

3 登録等の公示

(1) 法第17条第6項（法第18条第3項及び第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録、登録の更新及び変更登録の公示は、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う。

ア 法第17条第6項の規定による登録の公示 様式第3-1号及び様式第4号

イ 法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定による登録の更新の公示 様式第3-2号及び様式第4号

ウ 法第19条第3項において準用する法第17条第6項の規定による変更登録の公示 様式第3-3号及び様式第4号

(2) 法第17条第9項の規定による登録事項の変更及び業務の休止又は廃止の公示

は、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う。

ア 法第 17 条第 9 項の規定による登録事項の変更の公示 様式第 3 - 4 号及び様式第 4 号

イ 法第 17 条第 9 項の規定による業務の休止又は廃止の公示 様式第 3 - 5 号

(3) 法第 18 条第 4 項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示は、掲示板等に、様式第 3 - 6 号に掲載することにより行う。

(4) 知事は、(1) から (3) の公示を行った時は、当該公示内容を地方農政局長と共有する。

## 第 2 業務規程の確認等

業務規程の届出を受けた知事は、次に掲げる事項について確認を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適当であると認めるときは、当該地域登録検査機関に対して法第 21 条第 2 項の規定に基づき業務規程を変更すべきことを命ずる。

### 1 業務規程の確認

業務規程の届出があった場合、以下の事項について確認を行う。

なお、確認に当たり、添付書類等で確認を行うとともに、必要に応じて現地での確認を行うこととする。

(1) 業務規程と登録申請書の内容に齟齬がないこと。

(2) 法第 20 条の規定による農産物検査の義務を確実に履行するための措置が講じられていること。

(3) 農産物検査の業務の実施方法が、農産物検査の業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであること。

(4) 検査手数料が、農産物検査に係る必要な経費を適切に反映したものであり、かつ特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。

なお、必要に応じて事業計画書、見積損益計算書（収支予算）等の書類の提出を求めるものとする。

(5) 検査手数料の収納の方法が、明朗かつ確実なものであること。

(6) 農産物検査を行う時間及び休日の設定が、円滑な農産物検査の業務の実施に支障を及ぼすものでないこと。

(7) 農産物検査を行う区域及び適切な農産物検査を行う検査場所が明記されていること。

(8) 受検可能な包装やばら検査の実施、選択銘柄の選択状況等が明記されていること。

(9) 請求者に対し、検査を行う前に受検品に関する生産情報等の提出等を求めることとしていること。

(10) 農産物検査員の配置が、農産物検査の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすものでないこと。

(11) 機械器具その他の設備の保守点検が、定期的に行われるものであること。

(12) 国内産農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあつては、検査場所（農産物検査の対象が、飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる検査場所を除く。以下同じ。）の環境が、次に掲げる場合に応じて適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものであること。

また、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した場合は、環境点検実施状況確認簿を作成し、確認日及び確認者を記録及び保存しておくものであること。

ア 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的実施することで、検査場所の環境が適切に維持管理されていることを確認する。

<環境点検の主な項目>

- ・ 5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）によるそ族昆虫等の防除の徹底
- ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善。
- ・ 清掃、防虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の記録の作成及び保存（施設の管理日誌等）。

イ 登録検査機関が、第三者との間で賃貸借契約を結ぶ又は所有者の承諾を得ることで検査場所として使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所として使用する場合は、農産物検査を実施するごとに、5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認すること。

(13) 農産物検査の請求書の保存が、適正に行われるものであること。

(14) 農産物検査の業務の一部を補助者に行わせる場合は、農産物検査員の指揮の下で行わせることが明確に示されていること。

## 2 業務規程の変更届出の確認

知事は、地域登録検査機関から法第21条第1項に基づく業務規程の変更の届出があった場合、その変更内容について、1を準用して確認を行う。

## 3 業務規程に規定された選択銘柄の共有

知事は、地域登録検査機関から選択銘柄に係る業務規程の届出があった場合は、様式第5号に取りまとめ、地方農政局長と共有する。

## 第3 農産物検査員証の交付等

### 1 新規交付

知事は、法第17条第4項第7号に掲げる事項について、法第17条第4項により登録台帳に記帳したとき又は同条第7項による登録事項の変更の届出により新たに農産物検査員を登録台帳に追加したときは、規則第14条第2項の規定に基づき、様式第6号による農産物検査員証を当該地域登録検査機関を通じて当該農産物検査員に交付する。

なお、農産物検査員証の証明書番号は、登録台帳に記載された証明書番号とする。

## 2 再交付

知事は、法第 17 条第 7 項による登録事項の変更の届出又は法第 19 条による変更登録の申請により、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、当該農産物検査員証を返還させ、変更後の登録事項により農産物検査員証を再交付する。

また、知事は、農産物検査員証の紛失等により申請手続マニュアル様式第 10 号の再交付願書の提出があったときは、当該農産物検査員証を速やかに再交付する。

なお、この場合の農産物検査員証の番号は、証明書番号に枝番（第〇〇-〇号）を付する。

## 3 返還

知事は、地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第 11 号の登録抹消願書の提出があったときは、農産物検査員証を返還させるとともに、登録台帳から当該農産物検査員を抹消する。

## 第 4 地域登録検査機関の登録事項の証明等

知事は、受検者、売買取引業者等の関係者から、地域登録検査機関の登録事項について照会があったときは、様式第 7 号による地域登録検査機関登録状況証明書により検査機関の登録状況を証明する。

また、知事は、関係者が登録台帳を随時縦覧できるよう、必要な措置を講ずる。

## 第 5 成分検査に関する業務の受委託

1 知事は、申請手続マニュアル様式第 9 号による成分検査業務委託届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第 1 の 3 の（1）のアにより公示を行う。

また、委託事項を変更しようとするときも同様とする。

2 知事は、成分検査業務の委託を受けた地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第 2 号による登録事項変更届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第 1 の 3 の（1）のアにより公示を行う。

また、受託事項を変更しようとするときも同様とする。

## 第 6 登録検査機関の登録状況報告

知事は、前年度の地域登録検査機関の登録状況等について、様式第 8-1 号から第 8-3 号に取りまとめ、毎年 4 月 15 日までに地方農政局長に報告する。

登録検査機関が農産物検査法に違反したことによる行政処分又は文書指導の措置を受けている場合は、当該様式に行政処分の措置年月日、内容及びその対応状況についても記載するものとする。

また、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日

とする。

#### 第7 地域登録検査機関への措置

基本要領 別紙 11「登録検査機関に対する農産物検査実施マニュアル」第7による中国四国農政局長への業務改善研修に参加させることを確約する旨の誓約書の提出に応じていない場合又は誓約書を提出したにもかかわらず指導等関係農産物検査員を業務改善研修に参加させていない場合、知事は、中国四国農政局長と連携し、是正に向けて必要な措置をとる。



地域登録検査機関の登録通知書

住 所	
名称及び 代表者の氏名	
登録の区分	
農産物検査を行う 農産物の種類	
農産物検査を行う区域	
登録番号	
登録年月日	
登録の有効期間	

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づき、地域登録検査機関の登録をしたことを通知します。

年 月 日

香川県知事 ○○○○

地域登録検査機関の登録拒否通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記により、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく地域登録検査機関の登録を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

香川県知事 ○○○○

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に○○県知事に異議申立てすること

及び

2 県を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、別紙  
のとおり地域登録検査機関を登録したので、同条第 6 項の規定に基づき公示す  
る。

香川県知事 ○○○○

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定に基づき公示する。

香川県知事 ○○○○

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、地域登録検査機関の変更登録を行い、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 3 項において準用する同法第 17 条第 6 項の規定に基づき公示する。

香川県知事 ○○○○

年 月 日

公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を別紙のとおりとしたので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

香川県知事 ○○○○

年 月 日

## 公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定に基づき、地域登録検査機関の業務の休止（廃止）の届出があったので、同条第 9 項の規定に基づき公示する。

香川県知事 ○○○○

### 記

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地
- 2 休止又は廃止の別
- 3 休止の期間（廃止年月日）
- 4 休止（廃止）しようとする業務

年 月 日

## 公 示

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、地域登録検査機関の登録が効力を失ったので同条第 4 項の規定に基づき公示する。

香川県知事 ○○○○

### 記

登録の効力を失った地域登録検査機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地



様式第 4 号

登録番号		登録年 月日	年 月 日				
地域登録検査機関の名称							
代表者氏名							
主たる事務所の所在地							
登録の区分							
農産物の種類							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成分検査業務受委託先			
	氏 名	農産物の種類	証明書 番号	受委託 の区分	登録検査機関 の名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地
備 考							

農産物検査員が農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載する。



様式第6号

表

証明書番号	
<b>農産物検査員証</b>	
登録検査機関の名称	
氏名	
検査を行う区域	
農産物の種類	
上記の者は、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第4項の規定に基づき農産物検査員として農林水産大臣の登録台帳に記帳された農産物検査員であることを証明する。	
発行年月日	知事 印

裏

<b>農産物検査法抜粋</b>	
（農産物検査の義務等）	
第二十条 登録検査機関は、農産物検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、農産物検査を行わなければならない。	
2 農産物検査員は、公正かつ誠実にその職務を行わなければならない。	
（改善命令）	
第二十三条 農林水産大臣は、登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う農産物検査若しくは第十三条第一項の規定による表示若しくは検査証明書の記載が適当でないとき、当該登録検査機関に対し、農産物検査を行うべきこと又は農産物検査の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
留意事項	
① 農産物検査を行う農産物が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ（飼料用もみ）又は玄米（飼料用玄米）と記載されている。	
② 記載されている農産物以外の農産物の農産物検査を行った場合は、農産物検査法第23条に基づく改善命令を発することがある。	

備考

用紙の大きさは、縦55mm、横91mmとする。

番 号  
年 月 日

(照会者名) 殿

香川県知事 ○○○○

## 地域登録検査機関登録状況証明書

照会のあった事項については、下記のとおり登録されていることを証明します。

記

照 会 の 概 要	地域登録検査機関の登録状況







## 別紙 3

### 農林水産大臣に対する申出取扱いマニュアル

#### 第 1 農林水産大臣に対する申出

要領Ⅱの第 1 に規定する申出は、様式第 1 号による申出書を知事に提出して行う。

#### 第 2 調査体制の整備

##### 1 申出受付窓口の設置等

要領Ⅱの第 2 に規定する申出受付窓口の設置及び業務については、次により行う。

- (1) 知事は、農政水産部農業生産流通課(県庁内)に申出受付窓口を設置し、申出に対し迅速かつ的確に対応できるよう、その取扱いについて職員に周知徹底を図る。
- (2) 知事は、申出書の受付に当たっては、次に掲げる事項について説明、確認及び聴き取りを行う。
  - ア 申出制度の内容及び申出に係る調査に必要な費用負担について説明を行う。
  - イ アの説明後、申出を行った者(以下「申出者」という。)に対し申出を行うか否かについて再確認を行う。
  - ウ 提出された申出書について、記載事項の確認を行うものとする。

なお、申出書の記載に不備がある場合には、必要とする事項について説明し適正な申出書が提出されるまでの間、その受けを保留する。
  - エ 調査に必要と思われる事項について、聴き取りを行うものとする。
  - オ 郵送による申出があった場合にも、アからエの事項について行う。
- (3) 申出書の受けを担当した職員は、(2)の対応状況について様式第 2 号に記録しておく。

##### 2 調査委員会の設置等

申出を受理した知事は、次により調査委員会を設置する。

- (1) 調査委員会を農業生産流通課に常置しておく。
- (2) 調査委員会の委員長は農政水産部長とする。
- (3) 調査委員会は、原則として農業生産流通課及び知事が必要に応じ、指名する担当課により構成し、事務局は農業生産流通課とする。
- (4) 調査委員会の委員は、原則としてそれぞれの担当課長及び申出受付窓口を担当する職員とする。

なお、必要に応じて各課の職員を委員とすることができる。
- (5) 調査委員会は、次に掲げる場合に開催する。
  - ア 申出に係る事項について、申出者又は地域登録検査機関等に対し調査を実施する場合
  - イ 調査の結果について取りまとめを行う場合
  - ウ 申出者に対する回答及び地域登録検査機関に対する措置について、検討及び決定を行う場合
  - エ 委員から開催の要望があった場合において、委員長が必要と認めた場合



(6) 調査委員会を開催した場合は、その概要について様式第3号に記録しておく。

### 第3 調査の実施等

1 知事は、担当者を決定し、申出者から以下の内容を聴き取る。

(1) 受検者からの申出（生産者、輸入業者等）

ア 国内産農産物

作付品種の種子の取得状況（購入先、更新状況）、品種別作付状況、収穫時の状況、収穫後の調製作業等の状況、受検時の状況等（受検数量、検査結果の内容等）

イ 外国産農産物

積地における検査及び船積み等の状況、着地における荷役等の状況等

(2) 実需者等からの申出（卸売業者、小売業者、加工業者、消費者等）

購入先、購入時期及び購入後の保管状況等

(3) その他の者からの申出（運送業者、保管業者等）

運送及び荷役時の状況、保管状況等

2 知事は、調査委員会を開催し、当該申出の内容及び申出者からの聴取内容について検討した結果、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断した場合は、当該申出は受理しないものとし、不受理とした理由を記載した不受理通知書（様式第4号）をもってその旨を通知する。

また、通知は原則として手交により行うこととし、この際、必要に応じ口頭による説明を行う。

3 知事は、申出の内容が明らかに農産物検査に起因するものではないと判断できない場合は、次により速やかに調査等を実施する。

(1) 試料の採取及び包装の確保

申出に係る農産物の所有者又は占有者の了解を得て、申出に係る農産物から採取した試料及び包装（又は票せん）を確保し、その試料を鑑定及び計測する。また、試料及び包装（又は票せん）の確保に当たっては、承諾書（様式第5号）を徴しておくものとする。

なお、包装（又は票せん）が入手できない場合であっても、検査証明欄の各事項を詳細に記録しておく。

ア 国内産農産物

(ア) 包装されているもの

原則として、申出に係る農産物の全ての包装から試料を採取するものとする。

(イ) 包装されていないもの

原則として、標準抽出方法により試料を採取するものとする。

イ 外国産農産物

原則として、標準抽出方法により採取するものとする。

なお、農産物検査で採取した保存試料により鑑定等が可能な場合は、これを試料とすることができるものとする。

(2) 試料の鑑定

申出に係る試料の鑑定等は、鑑定方法（平成13年3月14日農林水産省告示第333号）及び標準計測方法（平成13年3月14日農林水産省告示第332号）により、複数人で行うものとする。

なお、成分検査に係る申出の場合は、申出に係る農産物の検査を行った地域登録検査機関とは別の計測能力を有する登録検査機関に計測を依頼するものとする。

(3) 地域登録検査機関に対する調査

事前に当該地域登録検査機関の監査状況等から指摘事項等がないか確認する。

地域登録検査機関及び申出に係る農産物の検査を行った農産物検査員から試料の採取状況、鑑定の状況、検査証明の状況及び当日の他の検査状況等について、検査結果を記録した伝票等により把握及び聴き取りを行うものとする。

(4) 農産物の保管及び運送状況の調査

申出者又は保管・運送の業務を行った業者に対して調査を行う場合は、運送伝票及び保管管理日誌等により、次の事項等について調査を行うものとする。

ア 運送業者

運送時期、運送方法、運送経路、運送時の天候等

イ 保管業者

入庫及び出庫時の状況、保管期間、保管方法（常温、低温の別等）、倉庫内の温度及び湿度管理の状況等

4 知事は、申出に係る調査が他の都道府県に及ぶ場合又は農産物の鑑定及び計測等の技術面の調査について地方農政局長に協力を求める場合は、次に掲げる書類により調査協力依頼を行うものとする。

(1) 申出書の写し及び受付記録表（様式第2号）

(2) 申出に係る調査協力依頼（様式第6号）

第4 調査結果についての申出者への回答

1 知事は、調査委員会において各種調査結果（試料採取状況、包装（又は票せん）等の確保状況、鑑定及び計測結果、登録検査機関に対する聴取結果並びに保管状況（又は運送状況）の結果等）に基づき、申出の内容が事実であるか否か等について判断を行う。

2 知事は、申出の内容が事実であると判断した場合は、法第33条第2項に基づき、当該地域登録検査機関に対して検査証明の訂正その他所要の措置を講じる。

3 知事は、申出者に対し調査結果を記載した調査結果通知書（様式第7号）をもって回答する。

なお、調査結果通知書は原則として手交により行うこととし、口頭による説明を行

う。

- 4 知事は、3により回答したときは、回答・説明状況を様式第8号に取りまとめる。  
なお、第3の4により地方農政局長に調査の依頼を行った場合は、当該地方農政局長と情報を共有する。

また、地域登録検査機関に対して検査証明の訂正等所要の措置を講じたときは、その講じた措置の内容を様式第9号に記載し、地方農政局長へ情報を共有する。

#### 第5 検査に関する苦情の処理

知事は、申出に基づくもののほか、関係者から農産物検査に関する苦情があった場合は、本マニュアルに準じて適切に処理する。

香川県知事 ○○○○ 殿

住 所  
氏名又は名称  
法人の場合にあっては代表者氏名

## 申 出 書

農産物検査法第 33 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

### 記

- 1 申出に係る農産物の種類及び数量
- 2 申出に係る農産物の検査を行った年月日
- 3 申出の理由
- 4 申出に係る農産物の検査を請求した者の氏名又は名称及び住所
- 5 申出に係る農産物に農産物検査法第 13 条第 1 項の規定による表示を付し、又は検査証明書を交付した地域登録検査機関の名称
- 6 申出に係る農産物の所在場所及び所有者の氏名又は名称

様式第 2 号

農林水産大臣に対する申出に係る受付記録票

1 申出書の受付

受付年月日	受付者の所属課係名及び氏名		
年 月 日	所属課係名		氏名

2 対応状況

事 項	概 要
<p>&lt;事項の記載例&gt;</p> <p>(1) 申出者への説明等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出制度の説明</li> <li>・ 経費負担の説明</li> <li>・ 申出意向の再確認</li> </ul> <p>(2) 申出書の内容確認</p> <p>(3) 申出書の理由に関係する事項の聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種子更新等の状況</li> <li>・ 品種別の作付状況</li> <li>・ 当該農産物の調製作業状況</li> <li>・ 受検時の状況</li> <li>・ 購入先及び購入時期</li> <li>・ 購入後の保管状況</li> <li>・ 運送及び保管状況</li> <li>・ 積地での検査状況</li> <li>・ 着地での荷役状況等</li> </ul> <p>(4) その他必要と思われる事項の聴取</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申出書のコメント等</li> </ul>	

様式第3号

農林水産大臣に対する申出に係る調査委員会記録票（第 回）

1 開催年月日 年 月 日

2 出席者名 別紙のとおり

3 協議状況

事 項	概 要
<p>&lt;事項の記載例&gt;</p> <p>(1) 対処方向の協議</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査事項の検討</li><li>・ 調査依頼先の検討</li><li>・ 任務分担及び担当者の配置</li></ul> <p>(2) 調査スケジュールの協議</p> <p>(3) その他必要な事項についての協議</p>	

(注) 本票の（第 回）の部分については、各申出ごとに記入するものとする。

農林水産大臣に対する申出に係る不受理通知書

( 住 所 )

(氏名又は名称)

下記の理由により、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出について不受理とします。

記

[申出の内容が農産物検査に起因するものではない理由について記述する。]

年 月 日

香川県知事 ○○○○

様式第 5 号

〔調査対象農産物が水稲うるち玄米の場合の記載例〕

承 諾 書

農林水産大臣に対する申出に係る調査に関し、調査対象となっている私の所有（占有）する水稲うるち玄米から、鑑定及び計測を行うために必要な試料を採取すること及び調査に必要な包装（又は票せん）を確保することについて承諾する。  
なお、試料の採取量及び包装（又は票せん）の確保枚数は次のとおりとする。

- 1 試料の採取量
- 2 包装（又は票せん）の確保枚数

香川県知事 ○○○○ 殿

住所  
所有者又は占有者



様式第 6 号

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

香川県知事 ○○○○

農林水産大臣に対する申出に係る調査協力依頼について

このことについて、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出がありましたので、下記の事項について調査の協力を依頼します。

（下記に依頼する事項を記述するものとする。）

記

- 1 当該農産物に係る試料の採取及び包装（又は票せん）の確保
- 2 試料の鑑定及び計測

※申出書及び受付記録票の写しを添付

農林水産大臣に対する申出に係る調査結果通知書

( 住 所 )

(氏名又は名称)

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 33 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出について、その調査結果について回答します。

記

[申出を受けて実施した各種調査の結果について記述するものとする。]

年 月 日

香川県知事 ○○○○

様式第 8 号

農産物検査法第 33 条第 1 項の申出に係る調査状況報告書

申出の内容等	提起者の氏名又は名称							
	住 所							
	申 出 の 内 容							
申出に係る農産物の状況等調査の内容	申出に係る農産物の証明内容及び数量	種 類	産年	銘 柄	包装	量目	品位等	数量
	農産物の所在地							
	試料等の採取年月日				試料採取者			
	試料の分析結果 (できるだけ詳細に)							
	保管・運送の状況 (できるだけ詳細に)							
	申出に係る検査の状況  (当該申出に係る農産物の全体の検査数量、試料採取の方法、水分測定個数及び結果などをできるだけ詳細に)							
	当該申出の原因 (調査の結果を踏まえ、できるだけ詳細に)							
講じた措置								

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

香川県知事 ○○○○

地域登録検査機関に対して講じた措置状況について

このことについて、農産物検査法第33条第1項の規定に基づく農林水産大臣に対する申出があった件について、申出の内容が事実であると判明し、当該地域登録検査機関に対し下記の措置を講じたので報告します。

記

- 1 地域登録検査機関名
- 2 講じた措置の内容

[検査証明事項の訂正等の内容及び数量等について具体的に記述するものとする。]

## 別紙 4

### 農産物検査の検査結果等報告マニュアル

#### 第 1 検査結果報告書の作成

地域登録検査機関は、自らが実施した農産物検査について、法第 20 条第 3 項及び規則第 20 条の規定に基づき、農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号。以下「報告規程」という。）に定めるところにより、検査結果報告書を作成する。

なお、検査結果報告書は、電磁的方式により作成することができるものとする。

#### 第 2 検査結果報告書の提出

地域登録検査機関は、第 1 の報告書を報告規程に定める期日までに、知事に報告する。

ただし、報告の期日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ知事に報告するものとする。

#### 第 3 報告書の取りまとめ等

知事は、地域登録検査機関から受理をした報告について、基本要領に掲げる様式に取りまとめ、同通知に掲げる期日までに電子メールにより地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。

なお、やむを得ない状況により期日までに報告できない場合は、その旨をあらかじめ地方農政局長に報告する。

#### 第 4 検査結果の公表

##### 1 公表時期

知事は、取りまとめた検査結果について、公表の必要があると認める場合は、農林水産省農産局長が公表した後に、ホームページへの掲載等により公表を行うことができる。

この場合、知事は、地方農政局長から登録検査機関であって農産物検査を行う区域が複数の区域である登録検査機関（以下「広域登録検査機関」という。）の検査結果の提供を受け、地域登録検査機関と広域登録検査機関の検査結果を合算したものとする。

##### 2 公表内容

検査結果の公表内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 国内産米穀の検査結果
- (2) 国内産麦類の検査結果
- (3) 国内産大豆の検査結果
- (4) 輸入農産物の検査結果
- (5) 知事が公表の必要があると認める検査結果

(参考)

農産物検査に関する基本要領  
別紙14農産物検査の検査結果等報告マニュアル

別表

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	期間	様式	都道府県知事から地方農政局長への報告期日	地方農政局長から農産局長への報告期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	当年産（生産された年の翌年の10月31日までに検査を行うべきことを求められたものをいう。以下同じ。）の検査を開始した日から8月31日までの間	様式第1号、様式第1-2号及び様式第2号	9月20日	9月24日
			当年産の9月から12月までの毎月の1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日
			当年産の翌年1月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日
			当年産の翌年4月1日から翌年6月30日までの間		翌年7月20日	翌年7月24日
			当年産の翌年7月1日から翌年10月31日までの間		翌年11月20日	翌年11月24日
麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から8月31日までの間	様式第1号及び様式第3号	9月20日	9月24日	
		9月1日から10月31日までの間		11月20日	11月24日	
		11月1日から翌年1月31日までの間		翌年2月20日	翌年2月24日	
		翌年2月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第1号及び様式第4号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月から翌年4月までの毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
そば（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	5月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日	
		翌年3月及び翌年4月の毎月1日から末日までの間		翌月の20日	翌月の24日	
小豆、いんげん、かんしょ生切干及びでん粉（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から12月31日までの間	様式第5号	翌年1月20日	翌年1月24日	
		翌年1月1日から翌年2月末日までの間		翌年3月20日	翌年3月24日	
		翌年3月1日から翌年3月31日までの間		翌年4月20日	翌年4月24日	
輸入に係る農産物	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量目、荷造り及び包装並びに品位についての検査結果	4月1日から翌年の3月31日までの間	様式第6号	翌年7月20日	翌年7月24日	
成分検査	米穀及び小麦	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄並びに成分についての検査結果	4月1日から翌年3月31日までの間	様式第7号	翌年5月20日	翌年5月24日

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	特 上	特 等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備 考

- (注) 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条の品位等検査（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）、法第6条の品位等検査（麦の品位等検査）及び法第9条の品位等検査（米麦以外の農産物の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 大豆の検査結果にあつては、会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。
- 3 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
- 4 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。



農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

水稻うるち玄米の機械鑑定による品位等検査に係る検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	品位の測定結果											
							容積量	白未熟粒	水分	死米	胴割粒	砕粒	着色粒	異種穀粒		異物		
														基準値以下	基準値超	基準値以下	基準値超	

- (注) 1 「検査区分」の欄には、農産物検査法（以下「法」という。）第3条（米穀の品位等検査）、法第5条第1項の品位等検査（検査を受けていない米穀の品位等検査）の別を記載すること。
- 2 「農産物の種類」の欄には、「水稻うるち玄米」と記載すること。  
 なお、農産物検査法施行規則（昭和26年農林産省令第32号）第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。
- 3 品位の測定結果については、農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）第一の二の（三）のハの（ロ）に定める規格項目及び企画項目の表示方法に基づく測定値の加重平均値等を記載する。ただし、異種穀粒及び異物については「基準値超」又は「基準値以下」となった加重割合を記載する。
- 4 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	整粒不足	形質			水分過多	被害粒			死米	着色粒		異種穀粒	異物	その他
					計	充実度	心白及び腹白		その他	計	発芽粒		胴割粒	その他			

(注) 1 農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第1条に規定する米穀の当年産以外のものの検査結果にあつては、別葉とし、「農産物の種類」の欄に当年産以外の別を記載し、「生産年度」を「会計年度」とすること。

2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位：kg)

都道府県名	農産物の種類	等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒						異種穀粒	異物			その他		
								計	発芽粒	赤かゝ粒	黒かゝ粒	たい色粒	裂皮粒又は剥皮粒		その他	計	なまぐさ黒穂病粒		麦角粒	その他

(注) 1 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。



農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書 ( 年 月 日現在累計)

生産年度 \_\_\_\_\_

(単位: kg)

都道府県名	農産物の種類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等 (等 外)	規格外 (等外上)	備 考

- (注) 1 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。  
2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあつては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。  
3 会計年度の累計とし、生産年度ごとに別葉とすること。  
4 そばの検査数量の記載は 0.5kg 単位とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書（ 年4月1日から 年3月31日まで）

(単位：トン)

都道府県名	種 類	銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考

- (注) 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約（SBS契約）及び民間貿易の別並びに農産物の種類（米穀、小麦、大麦・はだか麦及びその他農産物の別）を記載すること。
- 2 検査総数量のうち国が行った検査数量を「備考」の欄に記載すること。
- 3 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合にあっては、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。

農産局長 殿

地方農政局長  
〔 北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長 〕

成分検査結果報告書（ 年 月 日現在累計）

(単位：kg)

都道府県名	証明番号	種 類	生産年度	銘 柄	検査数量	測定結果			備 考
						たんぱく質	アミロース	でん粉	

(注) 1 「備考」の欄に検査を行った登録検査機関名を記載すること。  
2 都道府県知事が地方農政局長に報告する場合には、「農産局長」とあるのは、「地方農政局長」とし、「地方農政局長」とあるのは、「都道府県知事」とすること。